

企業立地優遇制度の見直しについて

令和7年7月
商工労働部

目次

- 1 現行制度について … 2
- 2 第一回審議会での主なご意見 … 7
- 3 新たな支援制度について … 10
 《成長特区税制》
- 4 新たな支援制度について … 25
 《産業集積促進税制・府内投資促進補助金》

現行制度について

◆ 優遇制度創設時の目的

- ・制度活用により、大阪の強みである成長産業(新エネルギー、ライフサイエンス分野)の集積促進及び産業の国際競争力の強化を図る。
- ・関西イノベーション国際戦略総合特区の支援措置を強化するとともに、府が独自で対象区域・事業を追加できるようにすることで成長産業の一層の集積を促進する。

◆ 経過(制度の主な変遷)

- ・平成24年11月 前身となる制度創設(旧「特区税制」)
→「関西イノベーション国際戦略総合特区」の対象区域・対象事業を適用
- ・平成28年4月 旧特区税制の取組みを更に強化した「成長特区税制」を創設
→府独自で対象区域・事業を追加可能に改正。対象事業に「水素関連」「健康関連」を追加
- ・令和3年4月 成長産業事業計画提出期間を5年間延長(R8.3.31まで)

◆ 現行制度の実績

- ・前身となる制度を創設したH24以降、申請が25社(うち大企業15社)あり、累計で約1,000億円の投資があった。
- ・彩都では(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所を軸に創薬関連企業が、健都では(国研)国立循環器病研究センターを軸にヘルスケア関連企業が立地するなど、各特区では想定分野において、中核施設を軸に企業集積が進んだ。
- ・また、大阪市内の企業(住之江区)が、研究開発施設の立地に向け、近隣府県を含め検討していた際に、本税制の活用を斡旋したことにより府内立地(府外流出の防止)につながった。

◆ 現行制度における課題

- ・支援対象となる分野の範囲が限定的(新エネルギー・ライフサイエンスに限定)
- ・報道等で把握の範囲として、大阪府内で次のような動きが見込まれているが、現行制度では支援できない。

※府内での今後の投資見込み

- ・バイエリアでの新産業の集積や次世代エネルギー拠点の計画(アンモニア供給拠点の整備など)
- ・大阪市による森ノ宮地域の再開発(大阪公立大学など)による企業集積
- ・土地区画整理事業による大型産業用地の造成(彩都東部地区など)による企業集積
- ・約6割を超える法定耐用年数を超えた工場の老朽化の加速による建て替えの潜在需要

成長特区税制

◆成長特区税制の現状について

成長産業 特別集積区域	当初想定 集積分野	分野別申請企業数(H24～R6)				区域内 分譲 可能土地	投資額KPI (H28～R6)
		ライフ	新エネ	支援 (物流)	支援 (MICE)		
北大阪 (彩都)	ライフ	6				無し	見込:633億円 実績:577億円 達成率:91.2% (参考) H24からの累計投資額 「1,008億円」
北大阪 (大阪大学)	ライフ	2				無し	
北大阪 (大手前)	ライフ	1				無し	
うめきた	ライフ 支援	1			2	無し	
関西国際空港	支援			1		無し	
夢洲・咲洲	新エネ 支援	3	1	2		無し	
健都	ライフ	3				1.6ha	
中之島クロス	ライフ	3				無し	
計		19	1	3	2	1.6ha	

※大阪公立大学(中百舌鳥キャンパス)はこれまで申請なし

◆ 優遇制度創設時の目的

府内企業の転出超過の状況が続く中、住工混在の解消による環境改善に着目し企業の府外流出に歯止めをかけ、地域経済の活性化や雇用の確保を図るため、まちづくりの主体である市町村と連携して、府内における産業集積を促進する。

◆ 経過(制度の主な変遷)

<産業集積促進税制>

- ▶ 平成13年度 産業集積促進税制創設
→ 第一種:用地造成地における企業の新規立地促進
- ▶ 平成19年度 第二種産業集積促進地域の追加
→ 第二種:既存工場集積地の再投資促進・流出防止
- ▶ 平成25年度
新規立地用地の大幅な減少に伴い「第一種産業集積促進地域」を廃止。これに伴い、「第二種産業集積促進地域」を「産業集積促進地域」に改称。
※ 対象を中小企業に限定

<府内投資促進補助金>

- ▶ 平成18年度 企業立地促進補助金創設
* 従前の複数補助金を一本化
H9～ 産業拠点立地企業事業展開補助金
H17 企業立地促進補助金
(新規事業補助金、先端産業補助金、先端産業特認補助金)
- ▶ 平成25年度 特区税制の創設(平成24年11月)等に伴い、制度改正
※ 対象を中小企業に限定

◆ 現行制度の実績

- ・ 産業集積促進地域は、平成19年度末の25地域から令和7年5月末には86地域まで増加。
- ・ 市町村のアンケートにおいて、産業集積促進地域の企業集積に関し以下の効果を確認。

<把握できた70地域の回答>

- 企業集積が促進している:7地域
- 企業集積が維持できている:63地域
- ・ 府域の産業集積を促進する仕組みとして、本税制及び補助金による効果は十分であったと考えている。

◆ 現行制度における課題

- ・ 市町村から、一部の用途地域について支援の要望があるものの、現行制度において地域指定のハードルが高く、対応できない場合がある。

◆産業集積促進税制・府内投資促進補助金の実績について

年度	産業集積促進税制(土地、家屋合計)		府内投資促進補助金	
	件数	軽減額	件数	補助額
H27	21件	1億9,268万円	8件	1億7,972万円
H28	11件	501万円	8件	1億8,163万円
H29	24件	10,177万円	6件	1億3,898万円
H30	25件	6,399万円	12件	3億2,969万円
R 1	18件	4,414万円	14件	3億2,525万円
R 2	12件	5,163万円	11件	3億3,000万円
R 3	11件	4,448万円	8件	2億4,000万円
R 4	29件	9,863万円	7件	1億9,560万円
R 5	22件	7,140万円	3件	9,000万円
R 6	2件	1,372万円	2件	6,000万円
計	229件	11億1,343万円	93件	23億4,233万円

第一回審議会での主なご意見

1. 成長産業支援税制について

① 支援対象分野

- ・国の統合イノベーション戦略などを参考に支援分野を広げる方向で検討することは理解。
- ・宇宙産業については、世界的に投資が進んでいるため外せないと考える。
- ・また、世界的にも1次産業を取り巻く産業構造の転換が進んでいる。
- ・人手不足などを背景にサービスロボットやライフサイエンスロボットの需要も高まり始めている。
- ・分野を広げるにあたっては、地域発展への寄与や既存の産業への影響(好影響を期待など)も考慮しつつ検討すれば良いと考える。
- ・今後も新たなイノベーションが生まれてくると考えられるため、そういった分野も読み込めるような規定を設けてはどうか。
- ・認定段階では、先端ものづくりであるかを判断する審査会等の機能が必要と考える。

② 成長産業特別集積区域について

- ・成長特区税制では、区域の指定要件として「中核となる研究開発等の機関」が必要であるなど、限定的なエリア設定となっている。
- ・産業カテゴリによって、求められる中核施設や関係施設等との近接性は変わってくる。
- ・通信機能の発達によりコミュニケーション手段が多様化する中、成長産業を支えるサプライチェーンがこの街にある。ということであれば、基礎自治体の産業政策の後押しや、構造転換を図ろうとする企業の支援に取り組むべき。
- ・現行の制度では区域外のエリアにおいて再投資という流れをカバーできていないのが課題。
- ・ただし、成長産業の集積という観点では、成長産業特別集積区域を無秩序に広げるのは問題がある。
- ・一定の要件が必要と考えるが、市町村と連携しつつ支援区域を広げる方向で検討することは理解。

③ 投資要件の設定について

- ・府内投資促進補助金では、1億円以上の投資を求めていることを踏まえると、その程度の投資要件を定めることについては、特に違和感はない。
- ・ただし、スタートアップについては別途検討が必要ではないか。

2. 産業集積促進税制、府内投資促進補助金について

① 地域要件について

- ・府内の産業用地が限られている中、対象地域を広げることにについて異論はない。
- ・以前は政策的な効率的・効果的な観点からエリアを広げずポイントを指定し、そこに集中的に誘致するとの考え方があった。しかし現在はサプライチェーンやビジネスエコシステムと呼ばれるものが広域的になっているため、産業集積についても局地的な集積をイメージするよりは、もう少し広域的・ネットワーク的に産業集積を考えていかないと、ビジネスシステムとかサプライチェーンの動きに合わせられないのではないかと懸念される。
- ・対象を大阪府内に広く万遍なくとすると、集中的な成長というものが阻害されることも懸念される。エリアを広げる場合、どういったエリアを想定されているのか。エリアが広くなることによって市民生活にどういった影響があるのかというところの議論も必要。（←市町村が優遇措置の適用可と判断することが前提）

② 中堅企業の取り扱いについて

- ・地域の経済を牽引するという意味で中堅企業の存在が大きいので、中小企業のみならず中堅企業に対しても支援を行っていただきたい。
- ・中小企業、中堅企業とも、企業が育った結果、東京に転出していくということがよくある。転出防止についてどう考えていくのかという点も重要。
- ・対象を広げた時に補助金の予算面で中小企業への支援が減少してしまうのは問題。補助金の枠を広げることも検討が必要。

③ 雇用要件について

- ・企業誘致は雇用創出を目指してきたが、近年、市町村の誘致により工場が来ても、自動化・省力化されていることが多く、大きな雇用創出が期待できない状況となっており、雇用要件を緩和するのであれば、地域への波及効果や大阪にとって望ましい姿などの別の観点を整理して議論すべきではないか。
- ・人手不足の状況はどんどん悪化。製造業においても、人手不足で供給を制約せざるを得ない状況。雇用要件を外す制度変更を行った場合、大阪府が雇用を減らしても良いと考えている、という誤ったメッセージとして受け取られてはいけませんが、雇用を減らすと補助金の対象にならないという制度は現在の雇用環境と合っていない。
- ・雇用人数を増やすというのは大変だが、現在の雇用者数を減らさないという要件は、省力化・自動化を考える企業にとってハードルが著しく高いということもないように感じる。

新たな支援制度について

《成長特区税制》

検討項目：支援対象分野

《第一回審議会での主なご意見》

- ・国の統合イノベーション戦略などを参考に支援分野を広げる方向で検討することは理解。
- ・宇宙産業については、世界的に投資が進んでいるため外せない考える。
- ・また、世界的にも1次産業を取り巻く産業構造の転換が進んでいる。
- ・人手不足などを背景にサービスロボットやライフサイエンスロボットの需要も高まり始めている。
- ・分野を広げるにあたっては、地域発展への寄与や既存の産業への影響(好影響を期待など)も考慮しつつ検討すれば良いと考える。
- ・今後も新たなイノベーションが生まれてくると考えられるため、そういった分野も読み込めるような規定を設けてはどうか。
- ・認定段階では、先端ものづくりであるかを判断する審査会等の機能が必要と考える。



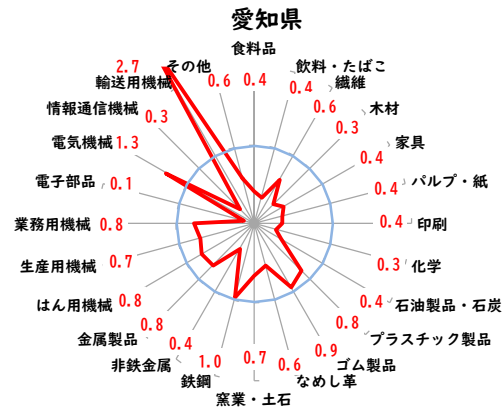
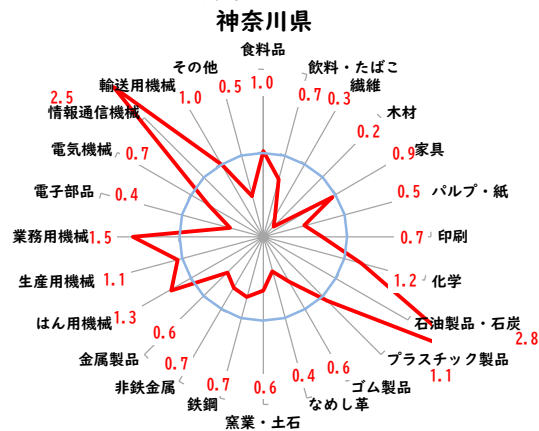
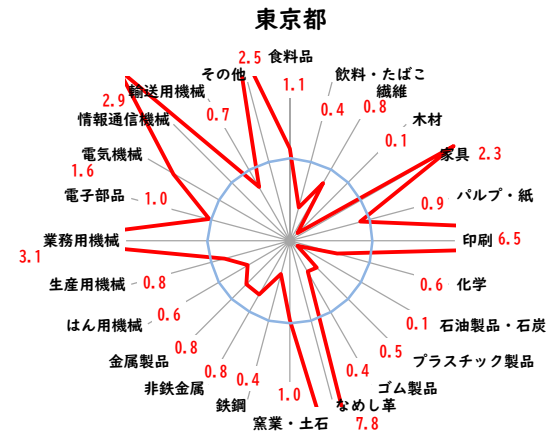
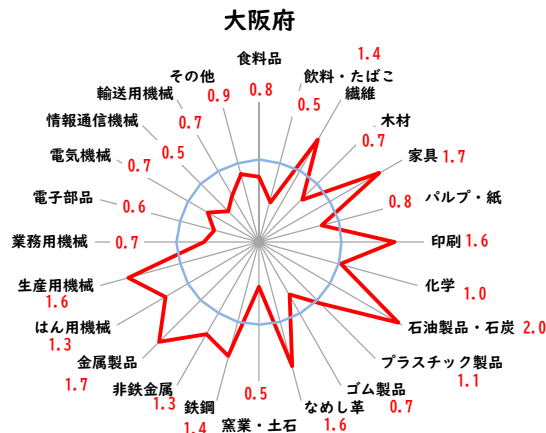
大阪の成長につながる可能性がある産業として、支援対象分野は、幅広く検討すべき
とのご意見を踏まえ、改めて、府の産業状況を検証

検討項目: 支援対象分野

《大阪の産業状況》

製造品出荷額等の特化係数(2020年)

・大阪府内製造業は、他県に比べ各産業がバランスよく集積されている傾向にある。



検討項目: 支援対象分野

《地域未来投資促進法活用企業の産業分類》

- ・地域産業を牽引する事業を実施する企業として「地域未来投資促進法」の活用企業の産業分類を確認
- ・製造業の中でも、金属製品から電子部品、プラスチック製品など幅広い分野への取り組みが見られる。

地域未来投資促進法 企業の産業分類					
金属製品製造業	12	その他の製造業	2	プラスチック製品製造業	1
生産用機械器具製造業	6	電気機械器具製造業	2	各種商品卸売業	1
化学工業	4	はん用機械器具製造業	2	パルプ・紙・紙加工品製造業	1
衣料品製造業	3	非鉄金属製造業	1	輸送用機械器具製造業	1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3	機械器具卸売業	1		
技術サービス業	2	窯業・土石製品製造業	1		

《スタートアップ企業の事業内容》

※ R2～R6 地域経済牽引事業計画の申請書書類より集計

- ・これからの成長を支えるとともに、イノベーションの源泉となるスタートアップの取り組みを整理
- ・現行制度における支援対象(新エネルギー、ライフサイエンス)の取組が多い傾向にあるが、その他にも多岐にわたる分野への取り組みも見られる。

J-Startup KANSAI スタートアップ企業75社の事業内容(延べ数)			
医工/バイオ/ヘルスケア	26	アグリ/フード	8
サービス/プラットフォーム	20	AI/制御	6
環境/エネルギー	16	ロボティクス	4
ものづくり/素材	13	航空/宇宙	3
IoTデバイス/ICT/アプリ	12	モビリティ	2
社会課題	8		

※ J-startup KANSAI 「関西から全国・世界へとはばたく スタートアップ企業」より集計

《J-Startup KANSAI 選定企業からみた分野》

	特区対象となる可能性			電子カルテの要約
	高	内容による	低	
医工/バイオ/ヘルスケア(26)	24	1	1	電子カルテの要約
環境/エネルギー(16)	6	3	7	

膜分離技術、高圧ガス容器、解重合触媒など

カーボンニュートラル関係
例)光合成、プラスチック代替物、光触媒技術、ワイヤレス給電、非接触センサーなど

○特区対象分野で比較した場合、「医工/バイオ/ヘルスケア」に比べ、「環境/エネルギー」は、成長特区税制の対象となる事業が少ない。

○「環境/エネルギー」では、カーボンニュートラルによる取り組みが多く含まれており、こうした点を踏まえると、新エネルギーに加えて、カーボンニュートラルも支援の必要性が高いと考えられる。

(参考)今後ビジネス展開が予想される技術例

- ・次世代エネルギー(水素・アンモニア・e-メタン等)
 - ・CCUS(CO2回収・変換・利活用)
 - ・エネルギーマネジメント技術(エネルギーマネジメントシステム)
 - ・廃棄物資源化技術
 - ・データ分析、リスク管理システム
 - ・電池関連(蓄電池、ペロブスカイト太陽電池等)
 - ・放射冷却素材
 - ・CO2吸収コンクリート
 - ・水、空気の清浄化技術
 - ・その他、クライメートテック
- (※)気候変動の問題を緩和または解決するための技術やイノベーション

《J-Startup KANSAI 選定企業からみた分野》

スタートアップは、技術・サービスが複数分野に応用されている。

	対象分野のみ	2分野	3分野	4分野
医工/バイオ/ヘルスケア(26)	21	4 +サービス/プラットフォーム:1社 +環境/エネルギー:1社 +AI/制御:2社	1 +サービス+社会課題	
環境/エネルギー(16)	4	8 +医工/バイオ/ヘルスケア:1社 +IoTデバイス/ICT/アプリ:1社	3 +ものづくり/素材+社会課題:1社、 +アグリ/フード+航空/宇宙:1社 +サービス/プラットフォーム +IoTデバイス/ICT/アプリ:1社	1 +ものづくり/素材 +IoTデバイス/ICT/アプリ +航空/宇宙:1社
ものづくり/素材	1	8 +環境/エネルギー:7社 +ロボティクス:1社	2 【3分野】 +環境/エネルギー+社会課題:1社 +ロボティクス+モビリティ:1社	2 +環境/エネルギー +IoTデバイス/ICT/アプリ +航空/宇宙:1社 +IoTデバイス/ICT/アプリ +サービス +アグリ/フード:1社

○各分野における実際の取組みを見ると、単一分野で構成されているものもある一方で、他の分野との組み合わせによる取組みも多く見られる。

○このように、単純に分野で分けることが困難な場合もあるため、成長分野の設定にあたっては、こうした複合的な取組みの支援についても検討が必要と考える。

成長特区税制 方向性の検討

検討項目: 支援対象分野

スタートアップは、多岐にわたる分野の要素技術を持つ企業が多い。

《J-Startup KANSAI 選定企業（ものづくり/素材）の要素技術と用途》 現行成長特区の適用性＝○4社、△2社

会社名	要素技術	事業内容や用途	特区適合性
株式会社アースクリエイト	国産炭酸カルシウムを主原料とした「STONE-SHEET」の開発	プラスチック代替素材	×
株式会社Atomis	多孔性配位高分子PCP/MOF	次世代高圧ガス容器CubiTan、ライフサイエンス領域では生体適合性が高いbioPCP、吸着のみならず分離、輸送、整列、合成、触媒、光励起、電子伝導性などの応用分野	△新エネ関連？
イーセップ株式会社	ナノ細孔径を制御したセラミック膜（ナノセラミック分離膜）	膜分離技術による「化学溶剤のリサイクル」「e-fuelの高効率合成」「水素キャリア」など	△新エネ関連
AC Biode株式会社	廃プラ解重合触媒、交流電池、各種吸着剤など、世界初PET等からメタノールまで解重合	廃プラスチックのリサイクル	×
株式会社エネコートテクノロジーズ	ペロブスカイト太陽電池の開発	スマート街灯、災害用テント、カーポート、ZEH（ゼロエネルギーハウス）／ZEB（ゼロエネルギービル）、屋上発電、ソーラーカー、ソーラープレーン、ドローン、宇宙開発等、薄膜太陽電池の活躍	○新エネ関連
株式会社OPTMASS	熱線を吸収して発電する太陽電池	窓等ガラスによる発電、熱線遮蔽材	○新エネ関連
京都フュージョニアリング株式会社	核融合技術	核融合プラント関連装置・システムの開発	○新エネ関連
株式会社Keigan	ロボットを簡単に素早く作れるモーターモジュールRKeiganMotorや、遠隔操作ができるテレプレゼンスロボットKeiganHATO	ロボット（高性能モーター）の開発	×
CONNEXX SYSTEMS	革新的な蓄電技術によるエネルギーシステム	蓄電システムの開発	○新エネ関連
株式会社Thinker	対象物との距離と傾きを同時に計測することができる近接覚センサー	近接覚センサーによるロボット（メカトロ、ホームロボ）	×
株式会社 Space Power Technologies	空間伝送型ワイヤレス電力伝送	ワイヤレス電力給電システム	×
株式会社フツパー	画像認識AI	外観検査用の画像認識AI、エッジコンピューター	×
株式会社Momo	IoTプラットフォーム	IoTプラットフォーム	×

検討項目：支援対象分野

○成長産業特別集積区域では、ライフサイエンス分野を中心に集積が進んでいる。また、スタートアップではカーボンニュートラルの取組みも活発化している。こうした分野は、引き続き今後の発展が期待できると考える。

⇒「ライフサイエンス分野」については、引き続き支援対象とすることが効果的と考える。

⇒「新エネルギー分野」については、スタートアップの取組みを見ると新エネルギー分野に加え、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みも活発化。

新たな支援制度では、広くカーボンニュートラルを対象とするなど検討が必要。

（カーボンニュートラルについては、万博でもさまざまな先端技術が披露されているが、現行制度では万博後の実装化への投資に対応できない）

○大阪全体の特徴を見ると、特定の産業が他の産業をリードするといった状況になく、成長を牽引する分野を明確に指定することが難しい。

○これからの成長を支えるスタートアップについても、「ものづくり/素材」で見られるように、多岐にわたる分野の要素技術を持つ企業が多く、特定の分野への整理が困難な場合もある。

○その他にも、AI、半導体、センサー等といった、さまざまな分野で用いられる技術もあり、こうした分野の支援も必要と考える。

⇒革新的な要素技術や材料ほど、多様な用途や分野のイノベーションや製品の高度化につながる可能性が高いが、支援対象としての分野設定が困難

検討項目: 支援対象分野

分野: カーボンニュートラル

《具体的な支援対象》

※現行の支援分野を元に一部見直し

○環境負荷の軽減、その他環境保全に資する高度な技術に関する研究開発及び事業
○その成果を活用した製品の開発、生産又は役務の開発若しくは提供に係る事業
であって次に掲げるもの。

- ①太陽光、風力、その他化石燃料以外の永続的に利用できるエネルギー源の研究開発・供給事業
- ②水素利用に係る研究開発・供給事業
- ③情報通信技術を活用した電気供給を自動調整するシステム又は機器の研究開発
- ④先進的技術を用いた蓄電池、太陽電池、燃料電池等の研究開発又は製造及び試験又は評価に関する事業
- ⑤環境への配慮やエネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備等であって、先進的な技術を用いたものの研究開発又は製造に関する事業
- ⑥カーボンニュートラルに資する、先進的な技術を用いた研究開発又は製造に関する事業

※既存制度では以下の項目も支援対象となっているが、個別分野に特化した限定的な記載であるため、⑤で集約

- ・環境配慮型自動車の製造・研究開発
- ・環境配慮型自動車への燃料供給施設、設備の研究開発、製造に関する事業
- ・発光ダイオード若しくは有機物を光源とする電球、エネルギーの消費量との対比における性能が優れているヒートポンプ、その他エネルギーの使用の合理化に資する機械又は設備であって、先進的な技術を用いたものの研究開発・製造

(参考)

○大阪府には、世界トップクラスの優れた技術力を有する企業や研究機関が集積。

- ・蓄電池: パナソニックエナジー(守口市)、住友電気工業(大阪市)など
- ・水素等: 岩谷産業(大阪市)など
- ・ペロブスカイト太陽電池・SAF: 積水化学工業(大阪市)、コスモ石油(堺市)など
- ・大学・研究機関・試験評価機関: 産総研(池田市)、大阪公立大学(堺市)、リブテック(池田市)など

⇒大阪・関西万博での取り組み

- ・未来の都市ガス「e-メタン」をつくるメタネーション実証設備の設置
- ・会場内でのペロブスカイト太陽電池の活用
- ・水素燃料電池船を会場への移動に活用

検討項目：支援対象分野

分 野：ライフサイエンス

※引き続き成長促進させる分野として継続支援

《具体的な支援対象》

○医療技術、医療機器、医薬品及び健康維持・増進に資する研究開発及び事業
○その成果を活用した製品の開発、生産又は役務の開発若しくは提供に係る事業
であって以下に掲げるもの

- ①放射線療法、その他高度な医療の提供に資する医薬品、医療機器の研究開発・製造
- ②高度な細胞の再生、移植による再生医療の研究開発
- ③再生医療に必要な物質の培養、製造又は研究開発
- ④手術の補助、その他の治療、日常生活訓練、その他医療・介護に係るロボットの研究開発・製造
- ⑤高度な医療の提供に係る医療関係者の技術向上に必要な治験、その他臨床研究
- ⑥情報通信技術を利用した診療に係るシステム、その他医療に資する情報システムにより作成し、保存される診療記録に関する研究開発
- ⑦高度な医療を提供する医療施設・医療設備の整備、運営
- ⑧健康維持、増進に資する高度な製品又はサービス等の研究開発、それに伴い必要となる製造に関する事業

(参考)

- 大企業の研究拠点が成長特区税制を活用して彩都に進出、またインキュベーション施設入居者の中から株式上場やM&Aを達成した企業が誕生。
- 健都イノベーションパーク(成長特区)に企業が集積し、中核機関である国立循環器病研究センターとの連携をはじめとし、地域におけるオープンイノベーションが発展。
- 先端医療技術(再生医療等)の実用化・産業化拠点として、医療機関、企業、スタートアップ、支援機関等が一つ屋根の下に集積する中之島クロスが開所。

⇒大阪・関西万博での取り組み

- ・ヘルスケアパビリオン(iPS細胞による心筋シート等先端技術の展示)
- ・ジャパンヘルス(技術やサービスを世界に発信。国際的な大規模見本市で来年度も大阪で開催予定)

検討項目：支援対象分野

《支援対象に追加する分野の例》

○AI、半導体、量子技術、マテリアル、産業用電子機器といった、他産業に大きな影響を及ぼすことが考えられるもののうち、以下のような分野の支援が重要と考えている。

- ・革新的な製品等に関する研究開発・製造
- ・従来の性能を飛躍的に向上させる製品等に関する研究開発・製造

本項目の追加により、要素技術を有する企業への支援が可能となり、ひいてはサプライチェーンを構成する幅広い企業の成長に貢献できると考える。

また、宇宙産業やロボット産業、先端技術による農林水産業など、今後の可能性が高い先端技術への支援につながることも期待できる。

《検討事項》

- ・上記分野の支援に係る必要性
- ・大阪のポテンシャルを踏まえ、どの分野までを支援対象とするか
- ・革新的技術の定義や判断基準
- ・上記分野について、事業者に分かりやすく伝えられる包括的な表現

検討項目:支援対象分野

	支援分野	想定される産業	統合イノベーション戦略	万博等のイノベーション	委員のご意見
用途	宇宙	衛星通信や衛星データの活用 など	○		○
	農林水産業	スマート農林水産業 フードテック など	○		○
	先端モビリティ	空飛ぶクルマ、自動運転技術 など		○	
	ロボット	サービスロボット など		○	○
	サイバーセキュリティ技術				○
構成要素	AI技術	生成AI など	○		
	バイオテクノロジー	バイオ製造、バイオものづくり、SAF など	○		
	量子技術	量子コンピュータ、量子セキュリティ、ネットワーク、量子計測・センシング/量子マテリアル など	○		
	マテリアル	先端技術を支える基礎素材産業 など	○		
	半導体				○
	産業用電子機器				○

検討項目：支援対象の拡充

《第一回審議会での主なご意見》

- ・現行の制度では区域外のエリアにおいて再投資という流れをカバーできていないのが課題。
- ・ただし、成長産業の集積という観点では、成長産業特別集積区域を無秩序に広げるのは問題がある。
- ・産業カテゴリによって、求められる中核施設や関係施設等との近接性は変わってくる。
- ・通信機能の発達によりコミュニケーション手段が多様化する中、成長産業を支えるサプライチェーンがこの街にある。ということであれば、基礎自治体の産業政策の後押しや、構造転換を図ろうとする企業の支援に取り組むべき。

《方向性例》

- ・現制度による特区への企業集積は効果が見られるため、成長産業特別集積区域は引き続き維持し、成長産業の集積促進及び産業の国際競争力の強化を図る。
- ・上記に加えて、区域外の投資を支援できる制度の検討が必要。

- 
- ① 区域の追加に向けた規定の見直し
 - ② 指定区域における中核施設やリーディング企業等との連携により、イノベーションが期待される投資を限定的に支援

検討項目：支援対象の拡充

① 区域の追加に向けた規定の見直し

○現行制度における区域追加要件

- ・中核となる研究開発等の機関があり、又はその設置が確実であると認められるもの
- ・府が講じているものと同程度の課税の特例措置その他の措置を市町村が講じていること
- ・面積が概ね1ha以上の一体の区域であること

○区域追加にかかるこれまでの経緯

- ・これまでに市町村からの区域追加の相談が2件あったが、いずれも中核となる研究開発等の機関が存在しなかったこと等を理由とするもの。

<検討事項>

- ・これまでは、区域内に中核となる研究開発等の機関を求めてきた。
しかしながら、例えば、近年、革新的技術を有し、他企業等との協業により、イノベーションを起こすなど、その企業そのものが中核となりえる状況もあることから、区域指定要件に想定しえないか。

検討項目：支援対象の拡充

- ② 指定区域における中核施設やリーディング企業等と密接な連携によって、イノベーションをもたらす可能性のある投資を限定的に支援

○現行制度における支援対象

- ・対象区域内に立地する企業

○支援対象にかかるこれまでの経緯

- ・これまでは成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化を目的に区域内に立地する企業を支援対象としてきた。
- ・本審議会(第1回)において、委員から「産業カテゴリによって、求められる中核施設や関係施設等との近接性は変わってくる」とのご意見をいただいた。

<検討事項>

- ・各エリアにおいて、企業集積が進み、新規立地に活用する区画が限定的な現状のなか、「物理的近接性」だけではなく、「中核機関やリーディング企業との関係性の有無」や「競争環境の有無」などの実態を踏まえて、区域外に立地する企業であってもイノベーションをもたらす可能性があるものについては支援対象に想定しえないか。

新たな支援制度について

《産業集積促進税制・府内投資促進補助金》

検討項目:対象地域

《第一回審議会での主なご意見》

- ・ 府内の産業用地が限られている中、対象地域を広げることについて異論はない。
- ・ 産業集積についても局地的な集積をイメージするよりは、もう少し広域的・ネットワーク的に産業集積を考えていかないと、ビジネスシステムとかサプライチェーンの動きに合わせられないのではないかと。

《第一回審議会を踏まえた制度見直しの考え方》

■ 現行の地域要件では府内の再投資ニーズに十分に対応できない

- ▶ 新たに指定地域となり得る用地が不足
- ▶ 指定地域内に企業が集積(地域内での新規立地が困難)
 - *企業から「指定地域外での投資への支援」の問合せ
 - *対象市町も「空き地になってもすぐに埋まる」との認識
- ▶ ほとんどの市町が指定地域外も優遇措置の対象とし支援している



《第一回審議会を踏まえた制度見直しの方向性例》

○ 市町村の立地施策との連携

- ・ まちづくりの主体となる市町村との連携を深化させつつ、効果的に立地施策の展開を図るため、準工業地域等の指定要件を見直し、市町村が産業集積の維持・促進を図る区域における再投資等を大阪府も支援する制度とする。

検討項目:企業規模

《第一回審議会での主なご意見》

- ・ 地域の経済を牽引するという意味で中堅企業の存在が大きいので、中小企業のみならず中堅企業に対しても支援を行っていただきたい。
- ・ 中小企業、中堅企業とも、企業が育った結果、東京に転出していくということがよくある。転出防止についてどう考えていくのかという点も重要。
- ・ 対象を広げた時に補助金の予算面で中小企業への支援が減少してしまうのは問題。補助金の枠を広げることも検討が必要。

《中堅企業の特長》

- ▶ 府内中堅企業の7割以上は売上高100億円を超え、府経済の中でも重要な立ち位置。
- ▶ 中堅企業(府内本社)は、府内で134箇所の工場を操業しており、うち産業集積地域内の工場が61箇所
- ▶ 府内中堅企業の9割が部素材等を府内中小企業から調達
- ▶ 各地域で賃金水準のプライスリーダーとなっている中堅企業は、良質な雇用の担い手

《第一回審議会を踏まえた制度見直しの方向性例》

○ 中堅企業を対象として追加

- ・ 指定済み産業集積促進地域においても、50社以上の府内中堅企業が優遇措置の新たな対象となり、これらの企業の投資促進とともに、府外流出防止が期待できる。
- ・ 地域経済をけん引する中堅企業に対象を広げることで、サプライチェーンを構成する府内ものづくり中小企業の振興につなげる。

検討項目：雇用要件

《第一回審議会での主なご意見》

- ・ 企業誘致は雇用創出を目指してきたが、近年、市町村の誘致により工場が来ても、自動化・省力化されていることが多く、大きな雇用創出が期待できない状況となっており、雇用要件を緩和するのであれば、地域への波及効果や大阪にとって望ましい姿などの別の観点を整理して議論すべきではないか。
- ・ 人手不足の状況はどんどん悪化。製造業においても、人手不足で供給を制約せざるを得ない状況。雇用を減らすと補助金の対象にならないという制度は現在の雇用環境と合っていない。
- ・ 雇用人数を増やすというのは大変だが、現在の雇用者数を減らさないという要件は、自動化・省力化を考える企業にとってハードルが著しく高いということもないように感じる。
- ・ 雇用要件を外す場合、大阪府が雇用を減らしても良いと考えている、という誤ったメッセージとして受け取られてはいけない。

《第一回審議会を踏まえた制度見直しの考え方》

■ 多くの企業が人材不足への対応を含め、生産性向上による経営力強化のため、自動化・省力化に取り組むことが不可避な状況にある一方、基本的に雇用の維持を求める行政としてのメッセージも考慮する必要

- ▶ 自動化・省力化等で生産性向上に取り組む企業が多数存在。
- ▶ 雇用要件(雇用への配慮)を完全に撤廃した場合、大阪府は雇用の減少を認めるといった誤ったメッセージとして受け取られる懸念がある。

	対応例1	対応例2	(参考)
方向性案	雇用要件を維持	「原則」要件に見直し	雇用要件を撤廃
概要	企業立地施策を通じた雇用の促進を図る観点から、雇用要件を維持する	企業立地施策を通じた雇用の促進を図る観点から、雇用要件を維持する ただし、定年や自己都合退職等で補充が困難な場合等、例外を認める	人手不足、省力化投資など生産性向上を進める企業の動きを考慮し撤廃する
メリット	企業立地施策を通じ雇用の維持を求めている基本的考えの明示(発信)	同左	企業の人手不足対応、稼ぐ力の向上に向けた省人化等投資の後押し
デメリット	企業の人手不足対応、稼ぐ力の向上に向けた省人化等投資を阻害するおそれ	補充が困難な場合等の認定を厳格にする必要がある	企業立地施策を通じ雇用の維持を求めている基本的考えの明示(発信)が困難